

瀬川彦四郎

せがわ・ひこしろう

福山誠之館校長(第7代)

経歴

生:安政5年(1858年)2月9日、金沢市下本多町に生れる

没:昭和2年(1927年)春、京都で没、享年70歳、金沢市野田寺町妙法寺に葬る

明治13年(1880年)5月	23歳	石川県第一師範学校小学師範学科卒業
明治13年(1880年)5月5日	23歳	石川県能美郡芦城小学校教員
明治15年(1883年)9月25日	25歳	石川県金沢区大手町小学校訓導
明治16年(1884年)9月1日	26歳	石川県金沢師範学校三等助教諭
明治18年(1886年)9月19日	28歳	石川県能美郡芦城小学校校長兼三等訓導兼稚松小学校校長兼三等訓導
明治18年(1886年)11月5日	28歳	石川県教育通信委員
明治19年(1887年)2月4日	29歳	東京師範学校へ入学のため依願免官
明治22年(1889年)4月	32歳	(東京)高等師範学校理化学科卒業
明治22年(1889年)4月1日	32歳	山梨県尋常師範学校教諭
明治26年(1893年)4月19日	36歳	兵庫県尋常師範学校教諭
明治29年(1896年)4月1日	39歳	兵庫県豊岡尋常中学校教諭
明治31年(1898年)3月31日	41歳	広島県尋常師範学校教諭
明治31年(1898年)6月23日	41歳	広島県第二尋常中学校(誠之館)校長
明治35年(1902年)6月11日	45歳	広島県立福山中学校(誠之館)校長退任(在任4年)
明治35年(1902年)6月11日	45歳	佐賀県立小城中学校校長

関係年表

明治32年(1899年)2月7日	「中学校令改正」
明治32年(1899年)4月1日	「広島県第二尋常中学校」を「広島県第二中学校」に改称
明治32年(1899年)11月25日	本校開校記念並講堂新築落成記念式挙行
明治33年(1900年)4月7日	本校、各学年生徒、制帽の線章を定める

明治33年(1900年)11月3日	天長節後、校旗式(校旗開き)举行
明治34年(1901年)2月5日	新寄宿舎第一棟竣工
明治34年(1901年)4月27日	運動会義勇旗事件
明治34年(1901年)6月12日	「広島県第二中学校」を「広島県立福山中学校」と改称
明治35年(1902年)3月8日	「広島県中学校学則」公布

生い立ちと学業、業績

[事績・業績]

外に「中学校令」の改正によって学制が確立されたが、内に本校は前年の興讓館事件によって校長外13名の教員が譴責されるという事があって、教員生徒ともに不安定な状態に陥っていた。この校長は、その後遺症の払拭と、新たな教育に全力を挙げて取り組んだ。特に注目すべき点は、本校建学の精神である「誠之」を基本にした、明確な指導理念を掲げて学校をリードしたことである。それは次のようなものであった。

「余赴任の当初、誠実・剛毅・宏大の三を以て学則とし、学徒をして帰着の点を知らしめんことを期せり。夫れ忠信にして私心を挟まざるは誠実にして、威の為に屈せず、利の為に曲らず、為さざることありて能く為すことあるものは剛毅なり。気宇広闊細事に拘らずして能く無形に見、無声に聞くことを得るものは宏大とす。之を達徳に配すれば、誠実は仁なり、剛毅は勇宏なり、宏大に至りては知の極なり。就学の徒、修学習業の際、此の三徳性を涵養し、終始一徹身に誠にすることを以て其大成を期せば庶幾くは誠之の実に悖らざることを得ん。果して斯の如くなれば、独り我校創始の志業を継ぎ、所期の教義に合するのみならず、之を小にしては其身を保ち、以て其父其祖を顕彰するに足り、之を大にしては人類の福祉を進め、以て國光君徳を發揚するに足るべし、誠之雑誌亦庶幾くは其名に負かざらんか。」(『誠之』第1号)

これは校友会雑誌を『誠之』として改名、その巻頭に掲げたこの校長の提言であるが、ここには、建学の理念としての「誠之」と、それを具現化する理念が見事に明示されている。

校長はこの基本理念を実現すべく、次々に新しい施策をうち出していった。すなわち、翌明治33年(1900年)の皇太子ご成婚を機に、校旗・義勇旗を新調して、その後永く本校の象徴とさせ、また「生徒性行録」や「学級日誌」の記入を通して一人一人の生徒をきめ細かく指導させた。初めて「処務分担規定」を作り、教職員各自の分担と責任を明確にするなど、いずれも当時としては斬新にして近代的な学校経営方策であった。

また、瀬川校長の力量が遺憾なく発揮された事例としては、明治34年(1901年)4月の運動会における「義勇旗事件」がある。これは種々の行きちがいからおこった出来事で、義勇旗の3年生授与は無効であるという4・5年生の主張に対し、校長は、その正当性を一応は認めつつも、学校側の処置は撤回せず、校長命令という強硬手段によって事態を押し切った事件である。この時生徒側の代表者として校長とわたり合い、ただ一人1ヶ月の停学処分を受けた丸山鶴吉は、本来校友会の問題であるものを、校長が学校の問題として弾圧的処置をとったこ

とに対し、その時こそ非常に憤慨したものの、後年の回想では、「校長のその手腕その力量に対しては敬服せざるを得ない」(丸山鶴吉『五十年ところどころ』)と述懐している。 松岡義晃
(昭和28年卒)

出典1:『福山学生会雑誌(第65号)』、48頁、福山学生会事務所編刊、昭和2年12月18日

関連情報1:『誠之館百三十年史(上巻)』、627頁、福山誠之館同窓会編刊、昭和63年12月1日

関連情報2:『福山学生会雑誌(第64号)』、103頁、福山学生会事務所編刊、昭和2年7月20日

2005年4月4日更新:肩書・経歴●2006年3月27日更新:本文●2007年9月10日更新:経歴●2008年2月19日更新:本文●